

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

子育て政策課
子育て施設支援課
保 育 課

1 趣旨

令和 8 年度から国の新たな給付制度として実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、本区の実施概要について報告するもの

2 実施概要

(1) 対象者

0 歳 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていない子ども

(2) 対象施設

保育所、幼稚園、認定こども園、その他乳児等通園支援を適切に行うことができる施設のうち、実施体制が整った施設で実施

(3) 実施方法

一般型（在園児合同や専用室等を設けて実施する形態）、余裕活用型（空き定員を活用して実施する形態）どちらも可

(4) 利用方法

定期利用（利用日時や施設を固定する形態）、柔軟利用（利用日時や施設を固定しない形態）どちらも可

(5) 利用上限時間

月 10 時間

3 利用の流れ

(1) 認定申請方法

こども誰でも通園制度総合システム（以下「国システム」という。）を活用したオンライン申請を原則とし、申請に対する相談などのサポートを子育て支援窓口で実施する。

(2) 申請から認定までの期間

原則 2 営業日以内

(3) 認定証の交付

国システムによりオンラインで交付するとともに、利用者アカウントを発行する。

(4) 利用申込方法

認定後、国システムから利用申込みが可能となる。

4 東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業の活用について

多様な他者との関わりの機会の創出事業（以下「都事業」という。）については、こども誰でも通園制度の利用対象者及び利用上限時間を、以下のとおり上乗せした事業であり、令和8年度も継続される見込みである。

以上を踏まえ、本区では施設に空きがある場合に、都事業を活用していく。

(1) 利用対象者

こども誰でも通園制度の利用対象者に加え、3歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある子どもまでの利用を可能とする。

(2) 利用上限時間

こども誰でも通園制度の月10時間に加え、10時間を超えた利用も可能とする。

5 保護者負担額

国が示す1時間当たりの標準額300円の範囲で、月額48,000円を上限に無償化予定。

6 実施予定施設

3月に開催した葛飾区児童福祉審議会における意見聴取を踏まえて認可する予定である。

<参考>実施予定施設の概要

施設種別	実施園数	実施種別	定員
認可保育所	11	一般型	6
		余裕活用品	23
認定こども園	6	一般型	36
幼稚園	8	一般型	96
小規模保育事業所	1	一般型	8
企業主導型保育事業所	1	一般型	2
合 計	27	一般型	148
		余裕活用品	23
		定員合計	171

一般型：在園児合同や専用室等を設けて実施する形態

余裕活用品：空き定員を活用して実施する形態